

浄化槽の適正な管理について

浄化槽は汚水を微生物により水を浄化しているので、いわば生き物です。人間のように日頃から健康管理をして、定期的に健康診断を受ける必要があります。浄化槽が適正に維持管理されていないとトイレからの排水が直接流れ出たり、異臭が発生したりします。山田川や広川をはじめとする自然環境や湯浅町の水質を守るために次の3つのことをお願いします。

①法定検査

全ての浄化槽は、浄化槽法で年に1回の検査が義務付けられています。この法定検査は、浄化槽の機能が正常に働いているかなどを判断するために行う検査です。

11条法定検査手数料
(5~10人槽)

合併浄化槽 5,800円
単独浄化槽 5,800円

*浄化槽を法定検査に来る職員は、必ず和歌山県水質保全センターの身分証明書を持参しています。

②保守点検

浄化槽の保守点検は、浄化槽の正常な機能を維持し、異常や故障を早期に発見するための予防措置です。これらは、一般家庭で毎年4回程度行います。

③清掃

浄化槽の清掃は、通常毎年1回浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや各装置、槽内の掃除等を行います。汚泥等が浄化槽内に多くなると、浄化槽の機能が正常に維持されず、異臭が発生することがあります。

*お問い合わせ等

湯浅町役場 住民環境課
環境係 (64-1102)

*法定検査について

公益社団法人
和歌山県水質保全センター
(073-432-6433)

*清掃について

(有)竹井衛生 (62-2661)
(有)厚生舎 (62-2810)

国民年金保険料は、本年内に納付した全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。申告の際には、納付したことを証明する書類（「領収証書」または「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」）を添付することになります。

平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方を対象に、「社会保

険料（国民年金保険料）控除証明書」が、日本年金機構本部より11月上旬に順次発送されます。

ので、年末調整や確定申告の際には、この証明書か領収証書を添付するようにしてください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付される予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後や万一のときの支えになる大切な仕組みです。納め忘れのないようにしましょう。納付が困難な方には免除制度がありますのでご相談ください。

お問い合わせ

和歌山西年金事務所
国民年金課
073-447-1688

偶数月の第1水曜日は出張年金相談の日

次回の出張年金相談は12月3日（水）です。相談は予約制となっていますので、和歌山西年金事務所へ予約をしてください。その際、相談内容をお伝えいただいたうえで、相談に必要な書類を確認するようにしてください。皆様のご利用をお待ちしています。

日 時 12月3日（水）
10時～16時（最終受付は15時）

場 所 湯浅町役場第2庁舎2階
多目的ホール

予約電話番号 073-447-1660
(和歌山西年金事務所 お客様相談室)

<11月30日は年金の日です!!>

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11月30日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「年金ネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、和歌山西年金事務所にお問い合わせください。

